

議 題 ・ 課 題 等 提 案

目次	頁
I. 常任委員会所管事務調査について	1 ~ 7
1. 経過と現状（1年目）	
2. 次年度（2年目）	
II. 議会改革について	8
1. 経過	
2. 本年の検討課題	
III. 新年度当初予算説明について	9
1. 予算特別委員会全体会の日程について	

I. 常任委員会所管事務調査について

1 経過と現状（1年目）

市議会では、平成30年第3回定例会において高度化する行政課題に対応し、議員が各分野に精通することで委員会の活性化を図るため、議員発議で委員会条例を改正し、平成30年12月の改選後から常任委員会の任期を2年としました。

令和元年である常任委員会1年目の所管事務調査については、従前と同様に4月、5月の常任委員会において事業評価対象事業の抽出を行い、執行部への現状調査（現場視察含む）及び他市町等の事例の視察を経て、対象事業の在り方について評価を行い、その結果を市長に提出しています。

なお、委員会1年目に実施した事務事業評価については次のとおりです。

◎令和元年度事務事業評価

○総務安全委員会

会計名称	一般会計		
事務事業名	地域コミュニティ推進事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
○	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>当事業は、総合計画に掲げる10年後の地域コミュニティの目指す姿である「市民の個性が活かせる地域コミュニティ」の実現を目指したものである。</p> <p>平成29年1月に作成された地域創造プロジェクト（案）では、少子高齢化の進展や価値観、生活スタイルの多様化等社会環境が大きく変わる中で、地域の住民が寄り合い、多様化・複雑化する地域課題の解決に取り組む（仮称）まちづくり協議会の必要性や、行政の持つ資源（ヒト・モノ・カネ）を地域のまちづくり活動へと使いみちを変える行政の支援方法等についても示された。</p> <p>地域住民自らが、協議し、課題解決していくというその事業目的については、持続可能な地域共生社会の実現に向かうもので、引き続き推進していくべき事業</p>			

と評価できるが、その推進方法については多くの課題があると考える。

まず、地域担当職員については、(仮称)まちづくり協議会の立ち上げに向けて、地域住民の意識の醸成や各地域団体の連携などをコーディネートする、「コーディネーター」や「ファシリテーター」としての役割が求められているものの、いまだ住民への説明がされていない地区があるなど、進捗に地区間格差があり、全市的にその実効力が発揮されているとは言い難い。地域担当職員への指導・助言や詳細な運用マニュアルの作成など担当部局のより積極的な関与を求める意見も多い。また、旧公民館の多くは、貸館業務に追われており、まちづくり活動の支援業務に注力できていない点についても指摘する。あわせて、地域団体の経理・事務処理を地域担当職員が担っている事案も多く、住民主体のまちづくりへ転換を図る中で、実務の移管についても留意する必要がある。

次に、機能転換されたまちづくり拠点施設の活用に関しては、老朽化やバリアフリーの未整備、立地や貸館業務による稼働率の高さなど安全性や利便性に課題を残している。

さらに、施設の維持管理体制については、地域担当職員の配置も含む市の方針や地域づくり一括交付金の制度概要が地域に示されていないことを危惧する声もあり、早急な対応が必要と考える。

以上を踏まえ、現状の評価については「一部不適正」であるとし、今後の方向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。なお、今後の事業推進に当たっては、次のとおり手法の改善・効率化に留意されるよう付言する。

- ①ファシリテーターやコーディネーターとして、機能的にまちづくり活動の支援や組織づくりを推進していくための人材育成について検討されたい。また、支援業務への影響を考慮し、従前より行われている貸館業務についても精査のうえ、留意されたい。
- ②施設面については、特に安全性や利便性を考慮し、教育関連施設など他の公共施設の活用についても検討されたい。
- ③地域づくり一括交付金については、地域の課題解決のため、柔軟に活用できるよう制度設計に配慮されたい。また、その詳細については早急な公表に努めていただきたい。
- ④当事業の推進と関連して、地域団体の実務の移管など、その運営方法に関する住民意識の改革についても留意されたい。

○教育福祉委員会

会計名称	一般会計		
事業名	学校指導体制支援事業		
1. 現状の評価	2. 今後の方向性		
	「きわめて良好」	○	「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」

○	「おおむね適正」		「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」

3. 判定理由等

近年、教育現場を取り巻く環境は大きく変化しており、いじめ・不登校・子どもの貧困等、子どもたちが抱える課題も多様化、複雑化し、専門的で組織的かつ適切な対応・支援が求められている。これら課題の解決は、教育現場はもとより行政や地域社会にとっても急務である。

当市の学校指導体制支援事業は、いじめ・不登校・個別支援・子どもの貧困等の課題に対応する教育相談体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールハートパートナー（SHP）、教育相談員を配置し、関係機関等と連携しながら、子どもの学習及び生活環境を整え、組織的な支援体制を確立することを目的とした事業であり、課題を多く抱える教育現場にとって、きわめて必要性の高い事業である。いじめや不登校などの問題は、家庭問題や貧困などが絡むケースがあるため、教育だけの観点からではなく社会福祉的な観点からも支援が必要である。このため市教育委員会は臨床心理士や社会福祉士等の資格を持つSSWを各小中学校に配置し、支援が必要な事案に対して、具体的な指導助言を行っている。

また、各小学校に子どもの見守りや相談、課題のある児童への支援を図るSHPを配置し、いじめや不登校などの問題に対する初期対応を行っている。さらに学校生活・不登校・発達等についての相談窓口として教育相談員を設置するなど、組織的な支援体制を確立していることについて一定の評価をするものである。しかし、SSWやSHP、教育相談員の人数、勤務形態、勤務日数が限られており、緊急を要する事案や、複雑な課題に対して、迅速かつ継続的な支援ができていないかは疑問であり、その結果、教職員の負担につながっていると考える。

また、各地域に総合的な相談窓口を設置することにより、地域連携型の教育支援事業が構築できるのではないかと考える。子どもは学校だけでなく地域でも見守り育てるものであり、地域の中にも気軽に相談できる場所が必要である。

以上を踏まえ、現状の評価については「おおむね適正」とし、今後の方向性については「拡充」と評価した。なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の推進に努められたい。

- ①SSW、SHP、教育相談員の配置を充実させ、相談支援体制の整備に努められたい。あわせて教職員の負担軽減にも留意されたい。
- ②いじめや不登校などを未然に防止するため、子どもからのシグナルを見逃さない取り組みに努められたい。
- ③まちづくり協議会等を利用することで学校・家庭・地域の連携協力体制を構築し、地域学校協働活動を推進されたい。

会計名称	一般会計		
事務事業名	福祉総合相談事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」	○	「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」		「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>当市では、地域住民が抱える生活課題について必要な支援を提供するため、福祉なんでも相談センターを開設し、福祉分野の包括的な相談支援を行っている。</p> <p>当センターは、介護や障害、子育て、生活支援など、様々な福祉分野の総合相談窓口であるが、個人が抱える問題とそれに付随する多くの課題にも総合的に対応できるよう、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員など各分野の専門職を配置し、対応・支援する施設である。さらに専門的な支援を要する場合は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、臨床心理士、管理栄養士が予約制で対応しており、適切な支援を行っている。</p> <p>平成29年度に、桑名市全域を対象に総合相談窓口として開設されたばかりであるが、年間2,900件を超える相談があり、介護等に関する相談を中心に、障害、生活支援に関する事など様々な相談に対し、専門的観点から対応・支援している。</p> <p>なかでも、大山田地区の相談は全体の8割を占め、その内9割近くが高齢者からの相談であることから、大山田地区の相談拠点となっていることがうかがえる。</p> <p>また、時間外の対応については地域包括支援センターに電話転送し、途切れのない支援を行っており、きわめて必要性の高い事業であると評価する。しかし、家族や地域におけるつながりの希薄化が今後さらに進み、それに伴いセンターへの相談も増加することが予想されるため、新たな相談窓口の設置や職員の配置について改善の余地があると考え。スペースについては、相談内容の機密性を考慮すると、相談業務に必要なスペースが確保されているとは言い難い。</p> <p>市においては、センターの他に各種の相談窓口が設置され、また同様の相談窓口が、総合福祉会館においても設置されているものの、その連携が図られているかは疑問である。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については「おおむね適正」とし、今後の方向性については「拡充」と評価した。なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の拡充に努められたい。</p> <p>①今後も増え続けることが予想される複合的な相談に対応すべく、職員の配置について検討されたい。</p>			

- ②機密性を有する相談が大半を占めると考えられるため、個人情報保護の観点から相談スペースの確保について検討をされたい。
- ③総合福祉会館の相談機関と協力体制を構築するとともに、市の相談窓口の再整理を検討されたい。

○都市経済委員会

会計名称	一般会計		
事業名	竹資源循環創出推進事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>本市は東海地方有数のタケノコの産地であり、平成30年度は約580トン、約1億5,000万円分が出荷された。一方、近年は竹需要の減少、タケノコ農家の担い手の減少や竹林所有者の高齢化等により、管理不全の竹林が増えてきており、市内の竹林約660ヘクタールのうち約600ヘクタールが手入れの行き届いていない放置竹林として存在している。放置竹林という地域課題と環境問題が懸念されている現状において、この事業の必要性は高いと考える。</p> <p>このような状況の中、竹害やタケノコ農家の減少を改善するため、桑竹会やJAなど関係団体と「桑名市竹資源の循環創出に関する包括連携協定」及び「桑名市竹資源循環創出推進事業に係る覚書」を締結し、竹を資源として活用し、持続可能な経済的循環を創出する仕組みを構築されたことは、一定の評価をするものである。</p> <p>また、締結した協定に基づき、所有者から委託を受けた市内約30アールの竹林が、桑竹会において整備された。さらに、JAの協力のもと、竹林の所有者と就農希望者を引き合わせるマッチングに成功しており、担い手育成・新規就農者の獲得にも期待するところである。</p> <p>しかしながら、協定を締結したバイオプラスチック樹脂の製造を担う民間企業が昨年度に事業を停止したことに伴い、現在は桑竹会による竹林の整備や伐採した竹のチップ化にとどまっており、商品化には至っていない。今後は、伐採した竹の利活用の拡大及びそのスキームの再構築が必要であると考え。加えて、私有地である竹林を公共事業として整備・管理していくことには限界があると考え、その体制の見直しを指摘する。</p> <p>以上を踏まえ、現状の評価については、「おおむね適正」とあり、今後の方</p>			

向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。

なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の推進に努められたい。

- ① 安定したビジネスモデルとして確立するためには、竹資源の販路拡大や利活用の幅を広げる必要があると思われる。コーディネーターとしての役割を担い、より多くの企業参入が図られる仕組みへ改善するよう努められたい。
- ② 個人の財産である竹林の整備・管理においては、公費に依存し過ぎることのないよう、企業参入や竹林所有者からの負担等も含め、その仕組みづくりを検討されたい。

会計名称	一般会計		
事務事業名	空家等対策推進事業		
1. 現状の評価		2. 今後の方向性	
	「きわめて良好」		「拡充」
	「適正」		「現状のまま継続」
○	「おおむね適正」	○	「改善・効率化し継続」
	「一部不適正」		「見直しのうえ縮小」
	「不適正」		「休止・廃止」
3. 判定理由等			
<p>近年、適切な管理が行われていない空家等が全国的に増加しており、防災・衛生・景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。これを背景として、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が完全施行された。このことから、法に定める市町村の役割を果たすため、本市においても空家等に関する対策の実施は急務であるとする。</p> <p>このような状況の中、平成27年度に各自治会の協力のもと空き家等状況調査を実施。その後、職員による外観目視調査を行い、1,689件の空き家の存在を確認した。所有者に対し継続的に啓発や行政指導を行うことで、129件の空き家が解体等により解消されている。さらに、空家等指導要綱に基づき、行政の関与が必要であると判断した場合は、法第9条の規定に基づく立入調査を実施し、その結果、特定空家等に指定した所有者等へは、通知文書により助言・指導するなど、空き家の予防・解消の促進に努めている。加えて、空き家の未然防止・適正管理・流通活用に関する対策の推進を図るため、宅地建物取引業協会や弁護士会など10団体と「桑名市空家等対策の推進に関する協定」を締結し、市民からの各種相談に対応できる体制を整備したことは、一定の評価をするものである。</p> <p>しかし、一方、平成30年9月に運用を開始した空き家バンクでは、登録件数は5件と依然として伸び悩んでおり、空き家の有効活用を通じた定住促進による地域の活</p>			

性化を図るといった目的を達成しているとは言えず、空き家の流通・活用について、より一層の促進を期待する。

以上を踏まえ、現状の評価については、「おおむね適正」であるとし、今後の方向性としては「改善・効率化し継続」すべきものと評価した。

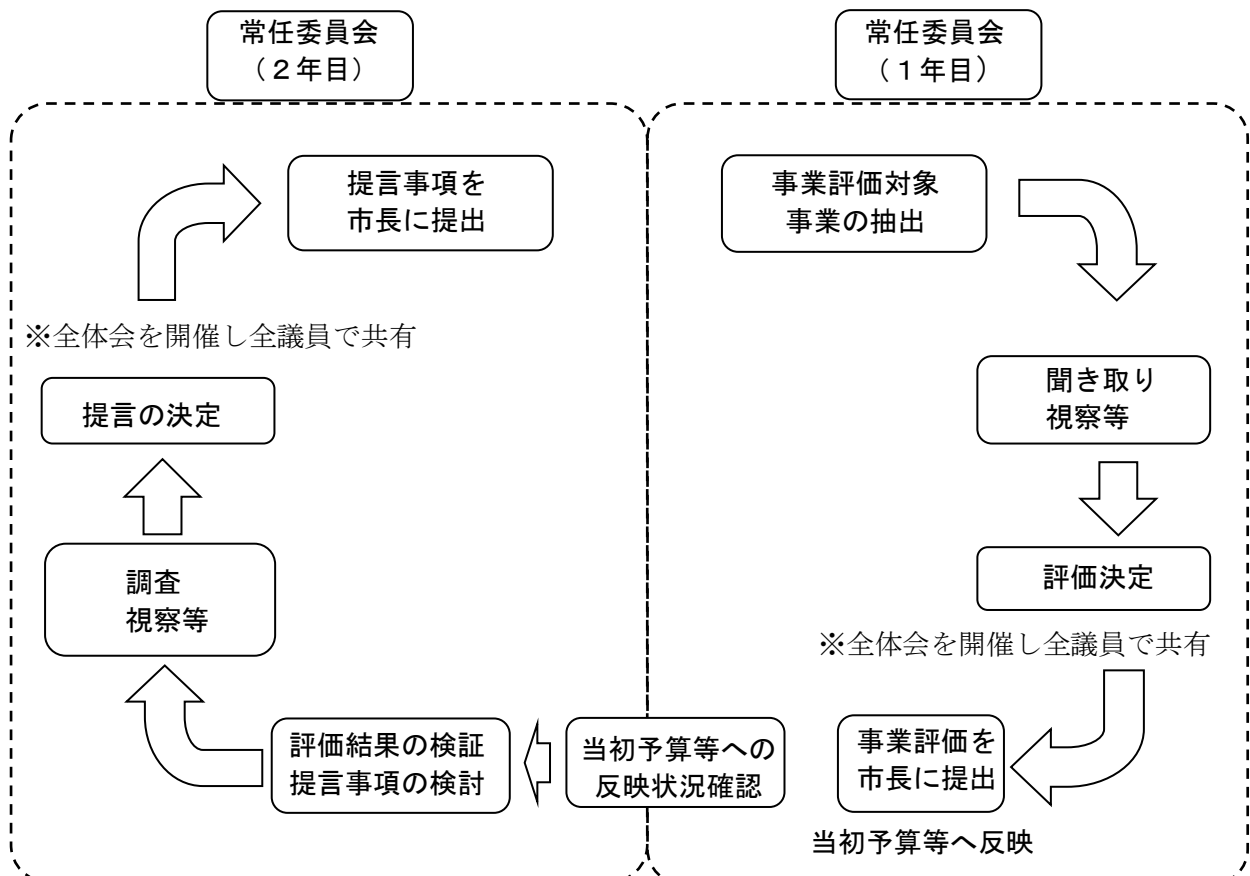
なお、今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意し、さらなる事業の推進に努められたい。

- ① 空き家バンクの積極的な活用等により、住宅のみならず地域の活性化につながるような、幅を広げた利活用の推進が図られるよう検討されたい。
- ② 財産管理人制度を活用し、所有者不存在空家等の流通促進に取り組まれたい。
- ③ 空家等指導要綱にとどまらず、法的拘束力を有する条例等を整備し、事前の指導や助言、緊急安全措置などを定め、空家等対策の推進に努められたい。
- ④ 危険を伴う空き家等の早期改善・解消に努められるよう所有者の協力を求め、行政指導に際しては特段の配慮をなされたい。

2

次年度（2年目）

常任委員会2年目となる本年は1年目に行った議会の事務事業評価結果に関して執行部局の当初予算への反映状況等の検証を行います。その検証の結果、議会として事業評価対象事業を今後どのような方向に進めていくかという1年目の事業評価を前提とした政策提言を行うこととなります。



Ⅱ. 議会改革について

1

経過

市議会では、市民に分かりやすい、開かれた議会を目指し、新しい議会を構築するため、議会改革推進特別委員会を設置し、委員による議論を経ることで様々な議会改革に取り組んでいます。

昨年の検討課題であるについて議会改革推進特別委員会・正副委員長会議における議論の結果は以下のとおりです。

1. 正副議長の複数年化

現行の口頭申し合わせのとおり正副議長の任期は1年とし、再任は妨げないこととすることに決定いたしました。なお、全国及び近隣市の状況について引き続き調査研究を行うこととの結論に至っています。

2. 議員間討議の活発化

正副委員長会議を開催し委員長の采配において実施する旨の確認がなされました。

3. 通年制議会の検討

早急に通年性の導入の必要性はなく、導入の適否についてはまだまだ調査研究を要するものであり、今後も引き続き協議を行っていくとの結論に至っています。

4. 本会議場の改修

多大な予算が必要と考えられるため、スクリーン導入済みの他市町の検証と、本市に導入した場合に必要な予算と効果を検証し、最善の方法を引き続き調査、研究していく必要があるとの結論に至っています。

2

本年の検討課題

昨年12月の役員改選時に現議長から今後の議会運営についての所信表明から下記3点の検討課題が示されています。

1. 市民目線での情報発信

- (1) 議会ホームページをわかりやすく
- (2) 議会だよりへ市民の意見を反映
- (3) 月予定表の設置
- (4) 地域や各種団体の意見を聴く場の創設

2. 議会改革

議会改革について継続的に議論を行うことができる仕組みづくり

3. 委員会活動の活性化

委員長の権限を重視した個性あふれる委員会活動ができる仕組みづくり。

Ⅲ. 新年度当初予算説明について

1 予算特別委員会全体会の日程について

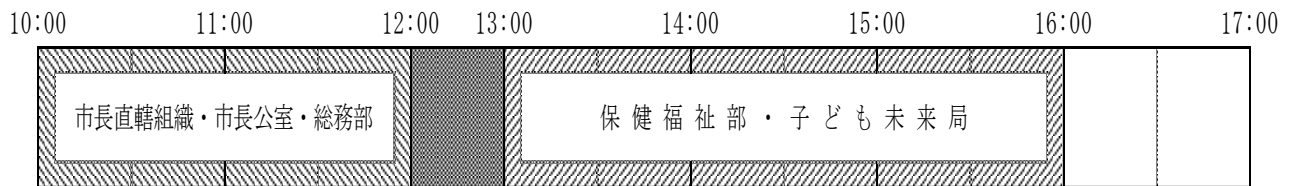
○日 時：令和2年2月14日（金）午前10時、
2月17日（月）午前10時

○場 所：第1会議室

○内 容：主な事業内容（2～3点）、当初予算説明
令和元年度事業評価対象事業への対応状況（該当部局のみ）
※ ここでは予算案の説明のみとし質疑は行いません。
また、人件費に係るものについては資料を配布し、説明は省略します。

○日 程

令和2年2月14日（金）



令和2年2月17日（月）



※なお、各部等の説明時間は昨年度の説明時間を参考にしています。

また、開始時間等については変動する場合がありますのでご了承をお願いします。